

# 相続・事業承継・資本政策アドバイザー業務



## 相続・事業承継・資本政策アドバイザー業務

資産運用や事業によって築いた資産をどのように次の世代に引き継ぐかは、富裕層のお客様にとって非常に重要な問題です。その前に、先代から資産をどのように引き継ぐかでつまづいているお客様も珍しくありません。

加えて、2代目3代目の企業オーナー様は、自社株の分散やグループ会社の冗長な資本構成など、先代以前からの経営上の問題を引き継いでいるケースが多く、後継者に同じ苦労をさせないために、ご自身の代で何とかこれらの問題を解決したいと望まれている方も数多く見受けられます。

不動産や生命保険等の節税・相続対策商品は局地的な問題の解決には非常に有用ですが、根本的に問題を解決するには、広い視点に立った全体的なストラクチャーの構築が必要です。これには、お客様ご自身だけでなく、ご両親、ご家族、法人をも取り込む包括的な視野の広さが求められます。

当社はお客様の置かれている状況を分析し、問題点を把握し、特性に応じたベストプラクティスをご提供するアドバイザーサービスを提供しておりますので、お悩みをお持ちのお客様は是非ご相談ください。なお、サービスの性質上、税理士業や司法書士業等に該当する部分が発生しますので、必要に応じて、お客様の顧問税理士等と連携しながら業務を行います。

### 相続対策

富裕層のお客様にとって、相続対策は避けることのできない重要な課題です。また、対策の内容によっては、ご家族の生活基盤や人間関係にも大きな影響を及ぼします。

三田証券ではお客様を取り巻く環境に配慮した最善の手法をご提案します。

お客様のライフステージも考慮して、次のような観点からひとつひとつの課題を解決していきます。

#### 現役

#### 引退

|                        |             |                        |
|------------------------|-------------|------------------------|
| 資産の保有形態<br>(個人所有と法人所有) | 贈与<br>親族間売買 | 資産配分方針の検討<br>納税資金の準備など |
| ポートフォリオ設計              |             |                        |
| 親御様からの相続               |             |                        |

### 資本政策

企業経営者は常に何らかの課題をかかえており、相談できる方も限られています。三田証券はお客様のプレーンとしての役割を担い、ご相談いただいた課題を解決するだけでなく、一歩踏み込んだ $\alpha$ のご提案を差し上げます。

例えば次のような課題について、様々な手法を組み合わせることで長期的な視点で解決を図ります。

#### 個人的課題

#### 自他株

株式の価値が高く、将来の税負担が不安

#### 事業承継

後継者に株式を譲ってほしい

#### 株主の分散(親族、親族外)

分散した株主を集約したい

#### 収益構造の改善

傷んだグループ企業がある

#### 組織的課題

#### 事業の再編

グループ企業の事業を再編したい

#### 株式の設計

種類株式、属人的株式などの活用

#### 資産管理会社の設立

法人を通じた株式の間接保有

#### 株主構成の変更

新株発行、自己株式の取得  
株式併合、分割

#### 安定株主工作

持株会の組成

#### グループ会社間の資産等の移転

売買、贈与、現物配当

#### 組織再編(グループ内・外)

合併、分割、株式交換、株式移転

### お申し込み・お問い合わせ

当社担当者に直接お電話・メールを頂くか、当社ホームページよりお申し込み、お問い合わせをお願いいたします。

電話番号 03-3666-0088

Mail [info@mitasec.com](mailto:info@mitasec.com)

WEBサイト <https://mitasec.com>

トップページの「Contact Us ~ on lineお問い合わせフォーム」をクリックして、所定の事項とお問い合わせ内容をご記入の上、送信してください。

#### 会社概要

|      |                                                                                                             |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 商号   | 三田証券株式会社 (Mita Securities Co., Ltd.)                                                                        |
| 登録番号 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第175号<br>貸金業者 東京都知事(6)第27088号<br>宅地建物取引業者 東京都知事(1)第103950号<br>不動産特定共同事業 金融庁長官・国土交通大臣第76号 |
| 設立年月 | 昭和24年(1949年)7月                                                                                              |
| 資本金  | 5億円                                                                                                         |
| 代表者  | 代表取締役社長 三田 邦博                                                                                               |

|           |                                                                                                                                           |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 所在地       | 東京本社 〒103-0026 東京都中央区日本橋兜町3番11号<br>大阪支店 〒541-0054 大阪府大阪市中央区南本町一丁目7番15号<br>シンガポール支店 105 Cecil Street #24-02, The Octagon, Singapore 069534 |
| 加入金融商品取引所 | 東京証券取引所、大阪取引所                                                                                                                             |
| 加入協会      | 日本証券業協会、日本貸金業協会<br>公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会                                                                                                    |
| 指定紛争解決機関  | (金商) 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター<br>(貸金) 日本貸金業協会、貸金業相談・紛争解決センター                                                                           |

当社が取り扱っている商品・サービス等(以下「商品等」という。)をご利用頂く際には、各商品等に所定の手数料・諸費用等(以下「手数料等」という。)をご負担頂く場合があります。また、各商品等には価格の変動等による損失を生じるおそれがあります。なお、取引の形態や内容によって各々の取引の条件が異なってくるため、一般的なサービスの概要を説明した本資料には手数料等や個別取引のリスクを記載できておりません。各商品等にかかる手数料等及びリスクについては、契約締結前交付書面、目論見書その他説明書類(以下「説明書類等」という。)を十分にご確認下さい。投資に関する最終決定はお客様ご自身の判断でなさるようお願いいたします。